

【意見書および登園届】

あけぼの保育園
第二あけぼの保育園

<医師用>

意見書	
園長殿	園児氏名 _____
病名【 _____ 】	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。	
年 月 日	
医療機関 _____	
医師名 _____ 印またはサイン	

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、お子さんたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、お子さんの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○医師が記入した「意見書」が必要な感染症

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ	症状が始まった日から5日以内に症状がなくなった場合は、症状が始まった日から7日まで又は解熱した後、3日を経過してから
百日咳	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う)
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過してから
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺の腫脹が消失してから
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過してから
結核	感染のおそれがなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失してから

参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

【意見書および登園届】

あけぼの保育園
第二あけぼの保育園

<保護者用>

登園届（保護者記入）	
園長殿	園児氏名_____
医療機関_____において、	
病名【 _____ 】と診断され、治療後病状が回復し、	
年 月 日から集団生活に支障がないと判断されましたので登園いたします。	
	年 月 日
保護者名_____	印またはサイン_____

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、お子さんたちが一日快適に生活できることが大切です。保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届けの提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園されるよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗生薬内服後 24～48 時間を経ていること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
手足口病	発熱期や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱期や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
マイコプラズマ肺炎	下痢、嘔吐症状の回復後、全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎	下痢、嘔吐症状の回復後、普段の食事がとれること
R S ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」